



盛岡市プレスリリース

～共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現～

令和 6 年 12 月 11 日
保健福祉部 地域福祉課

市政記者クラブ加盟社 各位

第 3 期盛岡市地域福祉計画（案）に係るパブリックコメントについて

市は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のため、令和 7 年度を始期とする第 3 期盛岡市地域福祉計画の策定を進めております。

近年、少子高齢化に伴う人口減少の進行などにより、市民の意識や暮らし方が変化する中で、制度の狭間で支援が届きにくいケースや、世帯単位で複雑化・複合化した課題を抱えているケースが顕在化しています。

これを踏まえ、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を更に充実させていくため第 3 期盛岡市地域福祉計画（案）を作成しましたので、次のとおり意見を募集します。

つきましては、別添のとおりパブリックコメントに関する資料を送付いたしますので、市民への周知につきまして特段の御配慮をよろしくお願いいたします

記

【意見の募集期間】 令和 6 年 12 月 16 日（月）から令和 7 年 1 月 10 日（金）まで

【意見の提出方法】 郵送、ファクス、担当課へ持参のほか、盛岡市公式ホームページの専用応募フォームから受け付けます。

【担当課】 地域福祉課
電話：019-626-7509 ファクス：019-653-2839
電子メール：tiikifukusi@city.morioka.iwate.jp

【問い合わせ先】

盛岡市保健福祉部地域福祉課
担当：佐々木 祐（ささき ゆう）
TEL：019-626-7509（直通）

第3期盛岡市地域福祉計画（案）について意見を募集します

令和 6 年 12 月

盛 岡 市

市は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のため、令和 7 年度を始期とする第 3 期盛岡市地域福祉計画の策定を進めております。

近年、少子高齢化に伴う人口減少の進行などにより、市民の意識や暮らし方が変化する中で、制度の狭間で支援が届きにくいケースや、世帯単位で複雑化・複合化した課題を抱えているケースが顕在化しています。

これを踏まえ、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を更に充実させていくため第 3 期盛岡市地域福祉計画（案）を作成しましたので、次のとおり意見を募集します。

なお、この計画（案）に関する資料は、盛岡市公式ホームページに掲載しているほか、裏面に記載している市の施設に備え付けておりますので、ご覧の上、意見をお寄せください。

記

1 意見の募集期間

令和 6 年 12 月 16 日（月）から令和 7 年 1 月 10 日（金）まで

2 提出方法

任意の用紙にお名前（又は法人・団体名）と住所、電話番号と意見を記入し、次のいずれかの方法により送付または持参してください。

なお、電話での意見は受け付けません。

(1) 郵送の場合

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所保健福祉部地域福祉課あてにお送りください。

(2) ファックスの場合

019-653-2839（直通）あてにお送りください。

(3) 持参の場合

盛岡市役所本館 5 階の地域福祉課へ直接お持ちください

（土曜・日曜及び祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く 8 時 30 分から 17 時 30 分まで。）

(4) 応募フォームの場合

盛岡市公式ホームページから応募できます。（SSL対応）

アドレスは、次のとおりです。 広報ID 1049913

https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1049913.html

3 提出期限

(1) 郵送の場合 令和 7 年 1 月 10 日（金）必着

(2) ファクス、持参、応募フォームの場合 令和 7 年 1 月 10 日（金）まで受付

4 意見への回答

後日、盛岡市公式ホームページ及び資料の備え付けの場所で公表する予定です。

なお、寄せられた意見に対する個別の回答はしません。

また、意見は個人情報を除き、全て公開する可能性があるほか、同様の意見を集約することがあります。

5 パブリックコメントの資料

配布する資料は、計画（案）の概要版になります。計画（案）は、盛岡市公式ホームページや下記に記載している市の施設に備え付けています。

6 計画（案）に関する資料

資料は次の施設に備え付けます。

- ① 盛岡市役所本館 5 階の地域福祉課
- ② 盛岡市役所本館 1 階の窓口案内所
- ③ 盛岡市役所本館 6 階の情報公開室
- ④ 青山支所、太田支所、築川支所及び繋支所
- ⑤ 松園連絡所及びマリオス 1 階の盛岡駅西口サービスセンター
- ⑥ 都南総合支所 1 階窓口案内所
- ⑦ 飯岡出張所、乙部出張所
- ⑧ 若園町分庁舎 1 階ホール
- ⑨ 盛岡市保健所 1 階窓口案内所
- ⑩ 中央公民館、上田公民館、河南公民館、都南公民館、西部公民館、渋民公民館
- ⑪ 玉山総合事務所 1 階ホール
- ⑫ 藪川出張所、玉山出張所及び巻堀出張所
- ⑬ 市立図書館、都南図書館及び渋民図書館

【担当課・問い合わせ先】

郵便番号：020-8530 住所：盛岡市内丸12番2号

盛岡市保健福祉部地域福祉課

電話：019-626-7509 ファクス：019-653-2839

電子メール：tiikifukusi@city.morioka.iwate.jp

盛岡市パブリックコメント

「第3期盛岡市地域福祉計画（案）」意見提出様式

名 前 (法人又は団体名があれば記入してください)	
住 所	
電話番号	
区分 (該当する番号を○で囲んでください)	(1) 市内に住所を有する人 (2) 市内に事務所または事業所を有する人 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する人 (4) 市内に存する学校に在学する人 (5) パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人

【意見】

[illegible]

(様式例)

[illegible]

第3期盛岡市地域福祉計画(案)

(令和7年度～令和16年度)

みんながつながり、互いに認め支え合う、
やさしさにあふれるまち

<第1章> 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

- 少子高齢化に伴う人口減少の進行などにより、市民の意識や暮らし方が変化しています。
- 制度の狭間で支援が届きにくいケースや、世帯単位で複雑化・複合化した課題を抱えているケースが顕在化しています。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を更に充実させていく必要性があります。
- 地域福祉を一層推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本計画は、盛岡市総合計画の基本構想に基づくとともに、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定する市町村地域福祉計画です。
- 保健福祉分野を推進するための総括的な計画としての性格を有します。
- 保健福祉分野の個別計画の上位計画として、各計画に基づく施策を推進する上での共通理念を示すものです。
- 各分野が連携して地域福祉を推進するための計画です。
（※【他の個別計画との関係】参照）

3 計画期間

- 令和7年度から令和16年度までの10か年計画です。
- 5年後の令和11年度に中間評価・見直しを行います。

【他の個別計画との関係】



<第2章> 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

- 人口減少と少子高齢化が進行。
- 今後も高齢化率は上昇の見込み。
- 夫婦のみ世帯、ひとり親家庭世帯、単独世帯が増加傾向。
- 65歳以上のみ世帯（ひとり暮らし、夫婦のみ）が増加傾向。
- 9世帯に1世帯が65歳以上のひとり暮らし世帯。

厳しさを増す状況

2 第2期計画の取組の成果

第2期計画期間における重点的な取組の成果は次のとおりです。

- ① 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業の取組
- ② 地域力強化推進事業の取組
- ③ 重層的支援体制整備事業の取組
- ④ 「盛岡市くらしの相談支援室」の開設
- ⑤ 地域福祉人材育成等事業の取組
- ⑥ 地方再犯防止推進モデル事業の取組
- ⑦ 災害時要援護者避難体制の整備

これまでの成果

3 地域福祉ワークショップ等での意見

地域のニーズや課題に関する市民の意見は次のとおりです。

- ① 近所づきあいや世代間交流の重要性
- ② 除雪、買い物、ごみ捨てなどの日常生活支援ニーズの増加
- ③ 地域での避難支援、見守り体制の強化
- ④ 生活環境の整備と新たな社会資源の活用への期待
- ⑤ 地域活動を支えている人の高齢化と担い手不足が深刻化
- ⑥ 福祉教育、ボランティア活動の推進
- ⑦ 分野横断的な相談支援のさらなる充実
- ⑧ 権利擁護事業の推進

4 今後重点的に取り組む必要がある課題等

現計画策定以降の社会の変化や現計画の取組の成果、地域福祉ワークショップやアンケート調査等により把握した課題のほか、直近の法整備等を踏まえ、今後重点的に取り組む必要がある主な課題等は次のとおりです。

- ① 日常生活における支え合い
- ② 災害時における支え合い
- ③ ボランティア活動等の推進
- ④ 地域福祉を推進する人材の確保
- ⑤ 多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応

市民の実感など

基本理念（将来像）

第3期計画の基本目標

- 1 自分らしく暮らすことのできる地域づくり
- 2 地域の福祉を共に創るひとづくり
- 3 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

<第3章> 第3期地域福祉計画の方針

1 基本理念(将来像)

**みんながつながり、互いに認め支え合う、
やさしさにあふれるまち**

多様な主体の協働の下に「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、社会的孤立や社会的排除をなくし、みんながつながり誰もが役割を持ちながら、互いの個性や尊厳を認め支え合い、誰一人取り残すことなく住み慣れた地域で暮らし続けられる、やさしさにあふれるまち(地域共生社会)の実現を目指します。

2 基本目標

(1) 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自分らしく、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

(2) 地域の福祉を共に創るひとづくり

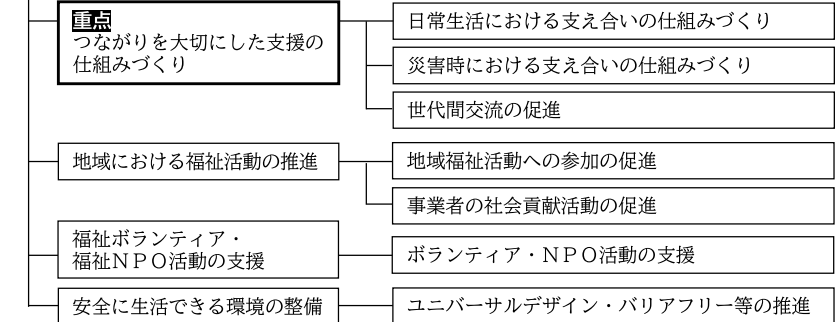
多様化する地域の支援ニーズに対応するため、地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉を共に創るひとづくりを推進します。

(3) 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

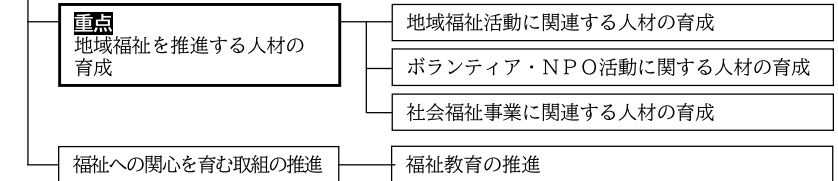
支援を必要とする人が、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの適切な福祉サービスにつながるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい体制を構築します。

【施策の体系】

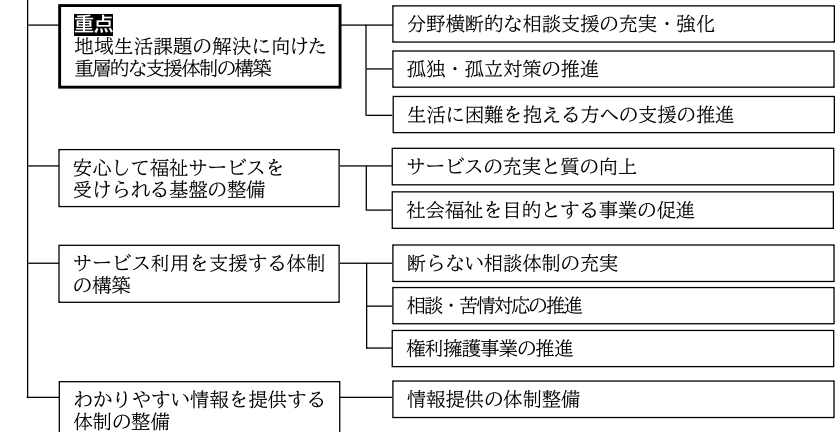
自分らしく暮らすことのできる地域づくり



地域の福祉を共に創るひとづくり



必要な福祉サービスにつながる体制づくり



<第1章> 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

1 つながり大切に支援の仕組みづくり **重点**

(1) 日常生活における支え合いの仕組みづくり

- 地区福祉推進会と行政機関、市社会福祉協議会、圏域の地域包括支援センター、地区民生委員協議会、各学校、各団体の連携の推進。
- 見守り活動と支え合い体制の整備の推進。
- 地域で誰もが気軽に参加できる交流の場づくりの支援。
- 社会資源を活用した拠点づくりや居場所づくりの支援。

(2) 災害時における支え合いの仕組みづくり

- 災害時における被災者の円滑な避難支援や被災者個々の被災状況に応じた包括的な支援につながる取組の推進。
- 平時における連携強化と災害時にも活用できる体制づくりの推進。
- 実効性のある個別避難計画とするための関係部署間の連携強化。
- 避難行動要支援者情報提供同意者名簿の有効な活用方法の周知。

(3) 世代間交流の促進

- 幅広い世代間交流の機会の創出。
- インターネットを活用した世代間交流の機会の創出など世代間交流に参加しやすい環境づくり。

2 地域における福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動への参加の促進
- (2) 事業者の社会貢献活動の促進

3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

- (1) ボランティア・NPO活動の支援

4 安全に生活できる環境の整備

- (1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進



地域共生社会推進フォーラムの様子

<第2章> 地域の福祉を共に創るひとづくり

1 地域福祉を推進する人材の育成 重点

(1) 地域福祉活動に関連する人材の育成

- 各学校、高等教育機関やP T A等の関係機関・団体と連携した、地域における福祉活動を推進できる中核的な人材の育成支援の推進。
- ゲートキーパー・心のサポーター養成や、認知症支援や市民後見など広くニーズに対応した研修会の開催。
- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備。

(2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

- 市社会福祉協議会と連携・協力した、福祉活動や災害活動に対応できる人材の育成支援。
- 市社会福祉協議会が実施するボランティアの取組の支援。
- 若年層に対するボランティア活動への参加意識の醸成。
- ボランティア活動に必要な知識の習得機会の創出。
- ボランティア・NPOの育成支援。

(3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

- 社会福祉法人や社会福祉施設等への指導等のほか、職員の処遇改善、各種研修の周知等を通じた社会福祉事業に従事する人材の確保と育成の推進。
- 保健福祉分野の人材の確保と育成。
- 社会福祉士等の福祉専門職の育成を推進。

2 福祉への関心を育む取組の推進

(1) 福祉教育の推進

<第3章> 必要なサービスにつながる体制づくり

1 地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の構築 重点

(1) 分野横断的な相談支援の充実・強化

- 属性や世代を問わず包括的に相談受けとめ、連携して支援を行う取組の推進と多機関協働の充実。
- インフォーマルな支援と地域づくりへの展開。
- 多職種間連携と分野横断的な支援の推進。

(2) 孤独・孤立対策の推進

- 関係機関の連携強化と支援を必要とする人の積極的な把握。
- 継続的支援事業の充実と地域づくりの取組。

(3) 生活に困難を抱える方への支援の推進

- 自立に向けた居住支援や就労支援等の推進。
- 貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境整備。
- 既存の福祉制度の狭間で生活に困難を抱える方等への社会復帰支援などに向けた関係機関の連携強化。

2 安心して福祉サービスを受けられる基盤の整備

(1) サービスの充実と質の向上

(2) 社会福祉を目的とする事業の促進

3 サービス利用を支援する体制の構築

(1) 断らない相談体制の充実

(2) 相談・苦情対応の推進

(3) 権利擁護事業の推進

4 わかりやすい情報を提供する体制の整備

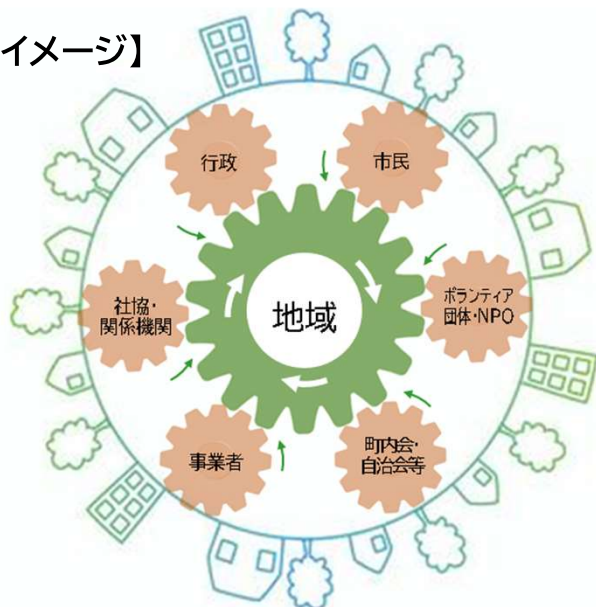
(1) 情報提供の体制整備

<第1章> 計画の推進

1 市民、行政、社協・関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOとの協働による地域福祉の実現

重層的支援体制整備事業等の仕組みを活用した分野横断的な取組を進めながら、幅広い市民の主体的な参加多様な主体の参画と協働を後押しする地域づくりやひとづくり、体制づくりを推進します。

【地域福祉のイメージ】



2 盛岡市社会福祉協議会等との連携

市社会福祉協議会は、地域に密着しながら地域福祉を推進していることから、各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

市社会福祉協議会のほか、32地区の福祉推進会や28地区の民生委員協議会等と連携し、地域福祉ネットワークを形成しながらこの計画を推進します。

<第2章> 計画の進捗管理

1 計画の評価と見直し

計画の目標達成に向け、行政評価システムを活用するとともに、盛岡市社会福祉審議会を始めとする外部機関の意見聴取に努めながら施策を推進します。また、中間年である令和11年度に次の調査を実施して計画の進捗状況を把握し、成果と課題を踏まえて計画の見直しを実施します。

- ① アンケート調査や業務統計等の量的な調査
- ② 地域福祉ワークショップなどの質的な調査

【今後のスケジュールについて】

時 期	内 容
令和6年12月～ 令和7年1月	パブリックコメントの実施
2月	盛岡市社会福祉審議会(答申)
3月	第3期盛岡市地域福祉計画策定・公表